

令和3年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和3年7月5日（月曜日）

○議事日程（第2号）

令和3年7月5日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第42号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第43号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第44号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について
（質疑、委員会付託）
- 日程第 5 一般質問

○出席議員（10名）

1番 南 靖久 議員	2番 小川 公明 議員
3番 濱 中佳芳子 議員	4番 西川 守哉 議員
5番 村田 幸隆 議員	6番 三鬼 和昭 議員
7番 内山 左和子 議員	8番 中村 レイ 議員
9番 中里 沙也加 議員	10番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加藤 千速 君
副 市 長	下村 新吾 君
会計管理者兼会計課長	平山 始 君
政策調整課長	三鬼 望 君
政策調整課参事	西村 美克 君
総務課長	竹平 專作 君

財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	尾 上 廣 宣 君
税 務 課 長	仲 浩 紀 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	宇 利 崇 君
福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
環 境 課 長	吉 沢 道 夫 君
商 工 観 光 課 長	森 本 眞 明 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 調 整 監	丸 茂 亮 太 君
建 設 課 長	内 山 眞 杉 君
水 道 部 長	神 保 崇 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	佐 野 憲 司 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	高 浜 宏 之 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	森 下 陽 之 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	三 鬼 基 史 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	植 前 健 君
監 査 委 員	福 本 和 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	北 村 英 之
議事・調査係書記	相 賀 智 恵

〔開議 午前 9時59分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

昨日、静岡県熱海市におかれまして、土石流による甚大な被害が起こっております。一昨年、常任委員会の視察を受け入れていただいております。この場をお借りいたしましてお見舞い申し上げますとともに、安否確認がまだできていない方がいるということで、一日も早く確認できることを、この場をお借りしてお祈り申し上げたいと思います。

それでは、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、村田幸隆議員、7番、内山左和子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第42号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」から、日程第4、議案第44号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」までの計3議案を一括議題といたします。

ただいま議題の3議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託をしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の3議案は、所管の行

政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第5、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、3番、濱中佳芳子議員。

〔3番（濱中佳芳子議員）登壇〕

3番（濱中佳芳子議員） おはようございます。

選挙が終わりまして、初めての定例会となりました。トップバッターで一般質問を務めさせていただきます。

3月の第1回定例会では、国土強靱化計画について津波防災を中心に質問をさせていただきましたが、その際、積み残したことがあり、ここでその続きを質問させていただく機会を与えていただいたことに、感謝申し上げます。

津波からの避難方法については、一秒でも早く、一歩でも高いところへと行われ、これまでも訓練を重ねてきています。そのための備えとして、停電時に効果のあるソーラー型の電灯や階段に対して手すりの設置、逃げるために必要な体力の強化、小さい頃から避難に対する意識の向上のための防災教育など、防災のための取組が進められていることは理解しております。いつ起こるか分からないことへの備えは、繰り返し途切れることなく続けないと、時として気持ちが薄らいでしまいがちになるのではないのでしょうか。

東北大震災以前から、当市では、東大の片田教授から防災の心得を学んできました。その中で言われた避難行動は、高いところだけでなく、水際から一歩でも遠くへというものでした。

以前、津波避難タワーの是非についての片田教授の講演の中で、垂直避難は高台を求めるのに数キロ離れてしまう地域では、仕方のない避難方法と理解いたしました。当市のように数百メートルで高さを稼げる地形なら、そこまで移動する工夫が大事と聞いております。尾鷲市の考える津波避難施設の基本的な考え方と、その構想はどのようなものなのでしょうか。

中部電力の跡地利用について、様々な計画の進捗が遅々として進まないこと理由は、あの広大な土地が津波被害の想定区域であり、その安全が確保できないことにあると思われれます。土地を有効利用するために、まずは安全を求める方策を講じるのが最優先ではないかと考えます。

津波に対する防災対策は、襲ってくる波よりも高い位置にあることですが、土

地そのものをかさ上げすることが不可能な場合、いかに早く高いところへ避難できるかです。

現在、示されている津波対策の一つが築山であります。これは高さを稼ぐだけの垂直避難の形になります。さきに申し上げた、仕方のない避難場所であると理解します。あの土地の安全を求めるには、敷地から出て、少しでも海から遠く高いところに移動できる手段が必要ではないでしょうか。

東北の震災では、その避難方法で明暗が大きく分かれました。ハザードマップに示された津波避難の建物で高さを稼ぎ垂直避難をしたが、想定を超える波にそれ以上の逃げ場を失い犠牲になった例が数多くありました。一方で、釜石の奇跡と呼ばれる子供たちは、より高く、より遠くへと走り続けたことで被害を免れたのです。この地域も前述の片田教授から指導を受け、日頃から周辺の避難路を熟知し、子供たちが率先して多くの命を救いました。

そこで、提案がございます。

あの場所から少しでも早く安全に移動避難をするためには、まず敷地内から外に出る、道路に出る手前に水路があります。さらに、すぐ目の前にある黒潮道路を渡らなくてはなりません。地震発生後には、水路を渡る橋の安全性が気になることと、避難に車を使わないことを基本としていますが、救急車両を含め車両をゼロにすることは困難と考えます。

恐らく地震の影響で停電が発生し、信号は当てにできないであろうし、そうなると、急いで出てきた人たちは、道を渡るのにちゅうちょする時間ができてしまいます。

そこで考えられるのが、歩道橋です。黒潮道路に歩道橋を架ける、これで車両の通行に影響されることなく、道を渡ることができることとなります。さらに、この歩道橋に対して少しでも早く高さを稼ぐ方策が必要と思われれます。そこで、構内からスロープなどで歩道橋につながるかけ橋を架けるのはいかがでしょうか。

尾鷲小学校の耐震事業に際して高さが稼げなかった分、より早く安全を求めて、校舎から直接中村山への避難路を確保した手法です。輪内中学校の改築にも、低地であることから様々な議論がありましたが、最終的に周辺の住民に対する避難路の一つと位置づけ、校舎2階から高台に直接渡る避難通路を設けました。

この中電跡地では、さらに山側には防災道路が続いています。その途中が10メートルを超える高さを持っていて、そこにも平行移動できるかけ橋を設置すれば、高さを稼いだままより海から離れることができます。

黒潮通りと防災道路の交差点から国道42号線の三紀前の交差点までが約800メートル余り、大人が徒歩10分で移動できる平均的な距離となっています。

事例として、静岡県吉田町では、道路構造令を変更して歩道橋そのものを津波避難タワーとして設置されています。ここも南海トラフの地震が危惧される地域で、海拔が低く、高台を求めるには数キロの距離があることから、早急に避難タワーを整備する必要があったそうです。

その際、用地買収に時間をかけず、タワー事業を完成させるため、当時、道路の施行令になかった歩道橋を避難タワーにという実現に向けて、法律を整備することから始めたと聞いております。完成時に、当時の太田国土交通大臣が、画期的な手法であり、津波避難のモデル事業として全国に広げたいと言葉を残されています。

吉田町は津波の想定が5メートル前後であり、周囲に高台がないことから、歩道橋そのものに収容人員を多くする必要性があり、大きなものでは1,200人収容可能な規模を有しています。しかし、尾鷲の場合、高台避難が可能であり、歩道橋の上にとどまる必要がないことから、吉田町のような大規模な広さは必要ないと考えます。

技術的な面では、液状化に対する策や長さを稼ぐ策なども、今の技術をもってすれば不可能ではないと思われれます。あとは、事業遂行に関するそれぞれの組織の考え方ではないでしょうか。

黒潮道路は県道であることから、歩道橋そのものは、その管理者である県の事業になるのではないのでしょうか。単なる交通安全事業では、最近の道路行政において、その維持管理の面から様々な附帯設備は撤去の方向に進んでいて、新規設置は困難であると考えられますが、この場合、南海トラフの地震、津波への防災対策事業であることを理解してもらう必要があります。そうなれば、吉田町の場合、国費補助が半分認められています。

敷地内からのかけ橋や防災道路へのアクセスについては、この事業を行うことで跡地の安全性が高まり、利用価値を高めることになれば、持ち主である中部電力にも協力を求めやすくなるのではないのでしょうか。

さらに、黒潮道路周辺の歩行者の避難路にもなり得ることを考えられるとして、まずは、敷地全体の安全確保の一つとして最優先で取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

現在、都市マスタープランや港まちづくりビジョンの検討が進められていて、

海に近い地域の構想を進める中で、人を守るという大命題が立ちはだかります。中部電力跡地の安全対策を足がかりとして、津波に対する安全確保を市民の皆様にお示しできる一助になればと考えております。

次に、市民からの道路関連などの要望について、その優先順位の決め方をお尋ねしたいと思います。

議員になった頃、先輩議員から教えられたのは、地域の要望については属する区や町内会、自治会で、その年の事業要望の順位づけを行っている。個別に要望を聞かされたときには、それぞれの長や役員に伝え、そこから担当課に伝えること、議員としてはそのバックアップはできるものの、組織を無視して直接担当課に要望するものではないというものでした。

ところが、旧町内では、現在自治会そのものがない地域が増えていて、せんだっても市民の方から、道路の困り事があるが役所のどこにどういった方法で伝えればよいか分からないと尋ねられ、お手伝いをさせていただきました。区や町内会の組織があるところでも、議員に頼めば早くできるのかと言われることが多くあります。

緊急度に関しては、急に起こる不具合など加味すべきことはあろうかと思えます。その組織の中で気がつかずにいることなど、お手伝いすることは理解しておりますが、いま一つ、その市民要望の公共事業の順番に不透明さを感じています。現状で、市がそのルールについて決められていることをお聞かせください。

ホームページでは工事の発注見通しについてのページはありますが、あくまでも受注業者向けであり、一般市民の見やすいものになっていません。少ない財源で効率がよく効果の高いものを目指し、市民に理解してもらうためには一定のルールにのっとり、しっかりとした情報発信の下に事業推進されることが必要と思われれます。

以上で壇上からの質問になります。よろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、濱中議員の御質問にお答えいたします。

まず、津波避難施設の考え方についてでございますが、津波からの避難につきましては、「津波は、逃げるが勝ち！」のこの標語の下、市民の日常に溶け込む形で地域の防災力の向上を目指し、様々な防災・減災対策を実施しております。

その中におきまして、津波避難施設の整備推進に当たり、先ほども議員のほう

から御紹介のございました防災危機管理アドバイザーの片田教授から、さらなる住民意識の向上を図ることが優先的課題であるとの御指摘もあり、まずはより高い場所への避難を目指すという、住民の防災意識を文化として根づかせることが最重要であると認識しております。

防災教育や防災訓練、タウンウォッチングを通じた避難路の安全性の検証や、避難行動要支援者対策の検討などを行う住民主導型避難体制確立事業を沿岸地域で行い、その補完的に津波から逃げ遅れた市民や避難行動要支援者の対策として、津波避難施設の検討を進めてまいります。

そういった中で、次に、中部電力跡地利用の津波対策についてであります。

中電跡地活用に限らず、港エリアで事業を展開するためには、東日本大震災以降、特に津波被害への対応が求められておりますが、単に津波の危険性があるから事業を行わないという選択肢ではなく、いかに人命を守る、そういう手段を講ずるかではないかと考えております。

中電跡地活用においては、津波避難として既存のサービスビルの活用のほかに、スポーツ振興ゾーンに整備を予定しております築山が、平時における市民の憩いの場や市街地からの交流人口を高める場として、また、有事の際は高台への移動避難が困難な方などが選択する一時避難場所としての役割を担うものであります。その在り方に関しましては、課題も含め、今後検討してまいりたいと考えております。

本市の標語の「津波は、逃げるが勝ち！」にあるように、津波避難においては移動避難を基本とし、垂直避難は移動避難が困難な場合などに選択する避難方法であると考えておりますので、先日、私自身も改めて発電所跡地に足を運び、想定できる避難経路を確認してまいりました。

その結果、県道中井浦九鬼線、いわゆるその黒潮道路から市道岡崎野田汐附線防災道路へのこの避難路として現状2か所が考えられますが、送電用鉄塔が存在するなど土地利用の課題も考えられます。

このようなハード面の課題も整理しながら、本市の防災危機アドバイザーである片田教授にアドバイスを受けながら、利用される皆様が安全に安心して御利用いただくために、議員御提案の高台への移動、避難としての歩道橋の活用も含め、中電跡地利用における津波避難対策について検討してまいります。

次に、市民要望に対する公共事業の優先順位についてでございますが、まず道路施設につきましては、市民生活を営む上で重要な社会基盤であります。

地元自治会などからの要望についての優先順位につきましては、道路利用者の安全性を第一と考え、事故の有無や交通量の確認、市道の舗装部分、側溝部分などの劣化状態の調査、大雨のときの道路状況の現地調査を行うとともに、自治会長や区長などと現場確認しながら協議を行い、事業箇所の優先順位を設けて、道路や側溝などの改良工事を実施しているところであります。

また、防災施設の一つである避難路整備の箇所選定の考え方につきましては、各地区から優先度の高い箇所について要望をいただき、緊急性が高いと判断された箇所から整備を行っております。今後におきましても、各所からの要望書の内容を十分に検証するなど、効率的かつ効果的な公共施設の整備に努めてまいります。

また、議員から提案された要望に対する優先順位の評価判定方法、これにつきましては、先進地の事例というものを入手しております。そういったものを参考にするとともに、今後、関係各課と協議を重ねながら、本市に合った方法の検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。

市長のほうも、私が申し上げた移動避難に対する重要性、そこは共感いただいたのかなという、そういうふうにして理解して進めたいと思っております。

ここで少しお時間をいただいて、津波避難の3原則、今さらと言われるほど今まで繰り返し言われてきました。想定にとられるな、最善を尽くせ、率先避難者たれ、この三つなんですけれども、この三つのうちの二つ、想定にとられるな、最善を尽くせ、どこまで来るか分からない、ハザードマップは要るけど信じるなという、片田先生の教えが釜石を救ったと聞かされております。

どこまで来るか分からないものに対して最善を尽くせというのは、避難先が行き止まりであっては最善にはならない、ですから逃げる先を行き止まりにしないという、そういった考え方の下に設定をしていただくことで、最善を尽くせることになってくると考えております。

そこで、先ほど提案いたしました歩道橋に関してですけれども、これが最善なのかどうなのかは専門家のお言葉も聞かなければ判断できないところではあるとは思いますが、これ、提案するに当たり参考にいたしました吉田町というのは、平成24年、当時、道路の占有という形において歩道橋以外のものを認

めるものにはなっていなかったそうです。歩道橋というのは、道を渡るだけのものであったと。それを一時的な避難場所としての機能を有する施設として占有を認める、これを道路法の施行令の一部改正を国のほうで行ってもらって、可能にしたというふうな情報があります。

その土地に合った避難方法を求めるに当たって、国の法律も変えてもらうほどの熱意があったというふうに私は受け止めました。どうか、この中部電力の跡地の計画を進める上で、やはりその安全性というのは物すごく大事なものになってくると思います。そこをもってすれば、企画を進める上で安全というものが一つ担保されるものになればと思っております。

そこで、市長にもう一つ提案がございます。

これは、私、街頭演説の中でいろんなところでお願いしてきたんですけれども、今まで尾鷲小学校は中村山まで何分かかかるかという、そういった訓練を繰り返されております。港からスタートする高学年であったりとか、現在の百五銀行の前の辺りからスタートするそういった中学年、あと低学年といったふうに、目標物を決めて何分かかかるかという、そういった訓練を見せてもらっております。

川原町のほうでも、夜間の歩行訓練として毎年毎年川原町から中村山手前のいのちのかけ橋まで何分で行けるか、その訓練が繰り返されて毎年短縮されていますと、地域の人たちが自分たちの安心を手に入れている、そういった訓練を見せてもらっております。

ですので、ここから先の避難訓練の一つとして、じゃ、10分ならどこまで移動できるか、いろんなところで提案をさせていただきました。そうしましたところ、やはり山手のほうに住まわれる方は、自分たちはおうちが上だから、それはちょっと考えたことないですと言われた方、結構いました。

だけど、人は浜に出ないとは限りませんよね。海っぺりにいるときにそれが来たら、それがいないということは誰にも言えませんので、どうか避難訓練の一つとして、10分でどこまで移動できるか、それを市の主導によってできないものか、その辺りどうお考えなのか。もし現在やられている事例があるのであれば、御紹介をいただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） この避難訓練のこの話については、実を言いますと、この3月でございましたでしょうか、3月の時点で議員と色々な立ち話をしておったときに、目標値を持ってどこまで逃げられるか、それがある程度の目安になるとい

うことで、私、非常にいいアイデアというか、要するに避難訓練の一つであるということ、それを実を言いますと、今後どうするのか、現在どういうふうになっているのかということ、一応、防災危機管理課のほうに投げました。

おっしゃっているように、10分でとか何分でどうするのかということ、私、川原町の夜の避難訓練も経験させていただいておりますし、小学校でもあれしております。それ以外で今後どうしていくのかというような話については、今、防災危機管理のほうでこの避難訓練の在り方、先ほどの事例を交えてどうしていくのかということについては、担当課長のほうから御説明させていただきたいと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（尾上廣宣君） 10分でどこまで避難できるか等の具体的なものにつきましては、時間を意識した津波避難訓練は、例えば川原町、新川原町自主防災会の夜間避難訓練や、尾鷲小学校の「めざせ中村山！」など、自主防災会や学校、事業所などが、主体的に地域に即した形での訓練に取り組んでいるところでございます。

南海トラフ巨大地震、津波からの避難は時間との勝負であり、避難時間を意識した訓練は私どもも重要であると考えております。改めて、秋に実施いたします市民総ぐるみの総合防災訓練の主眼の一つとして、呼びかけるなどしていきたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。

さらに、私、これ、街頭の中で市民の皆様をお願いしたことは、スタート地点がどこからであっても10分で自分が安全に行けるだろうと思うところをまず目指してください、繰り返してください、その際に、ここに石段、手すりがあればもう一段高く上れるとか、ここに電灯があれば夜間でも安心して逃げられるとか、そういうお気づきをお知らせくださいというふうにお願いしました。

恐らく、やっていく中でそういう事例がたくさん出てくると思います。そういったものの中で、じゃ、役所がその手助けをするところはどこなのか、そういった意見の中からでも取りまとめが出てくると思います。今まで気づかなかったこと、やらなかった動きを通じて知ることができるいいチャンスではないかと思っておりますので、先ほどその秋の総合訓練、ぜひ実現に向かっていただければあ

りがたいと思います。

これは、例えば3月にも質問させていただきました。やはり仕事があるとか時間に制約があって防災訓練に出られない人たちでも、それぞれが個人で意識することで、散歩している途中、今から自分が10分動くところにいるだろう、そういった意識づけにもつながるのではないかと思います。場所を設定しなくてもできる防災意識の向上として、ぜひ今後とも呼びかけの強化をお願いしたいと思います。

それでは、この中電の跡地利用の安全確保に関しましては、やはりこの後、いろんな事業を進めていく中でも必要ですけれども、先ほど冒頭でも申し上げました、尾鷲は海っぺりが津波で危ないから使わない、そういうことではもう非現実的だと思っています。

産業に関しても海を無視した進め方はないと考えておりますので、こういった考え方から、港まちづくりビジョンであるとか、都市計画マスタープランの考え方の中に命を守る、そういった取組を入れながら、今現在、尾鷲市は全国にも権威のある片田先生がアドバイザーとしていてくださる、そういった貴重な状況がある中で、やはりそこは大事にしていきたいと思います。

次に、市民要望の基準、採択基準の提案についてなんですけれども、実はこれを進めるに当たって、ぜひ皆様に見ていただきたい資料を、今から発信をタブレットのほうにさせていただきたいと思います。議長、よろしいでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 許可します。

3番（濱中佳芳子議員） 皆さんタブレットのサイドブックのほうをお開けいただきたいと思います。

発信いたします。

今、お手元、もし開かない方、後ほどまたお示しいたします。ここに、市の規模は大きいんですけども、焼津市の資料を皆様にお渡しいたしました。市民からの道路関連要望の適正管理（道路整備の優先順位設定評価基準）という、そういったページが開かれたと思います。

今、傍聴いただいている方、ワンセグを見ていらっしゃる方にはちょっとお示しできる形にはなっていないのですけれども、これ、ページをめくっていただきますと「目的」であるとか「はじめに」といったものがありまして、その中に、2ページ開いてもらうと優先順位の判定フロー、これも公表されております。これは市民の方からいただいたものが、こういった手順によって実現していくかと

いうフロー図でございます。

その次のページ、評価・内容・基準について（一次評価）、これは道路を見本としておりますけれども、これを焼津市の場合は評価基準というのをつけておりまして、A、B、Cと、あと数字と、その評価の詳細、こういったことがこういうふうになりますよというものが書かれております。

これが一つ物差しとしてあることで、私は市民の方に説明がしやすくなるのではないかと考えております。やはりいろんな御希望をいただくときに、あそこはできたのに何でうちは後になるんだろう、そういった話、もちろん課内ではちゃんとその順位の理由づけはあるだろうけれども、一つ一つに対して明確に市民に説明できるか、そういったことのお手伝いをする中で、私たちもそういった明確な説明ができる準備がございません。こういった物差しを市民の方にお示しすることで、御納得いただける一つになるのではないかなというふうに考えております。

これ以外にも、山口県の宇部市であるとか、岡山県の真庭市、これは、この評価基準の公表に加えて、要望書というものを統一しております。これは建設課分であるとか、尾鷲市の場合で言いますと、市民サービス課分であるとか、教育委員会分であるとか、いろんな課にわたっての要望があると思うんですけれども、その要望書を全部同じもので統一してございました。

用紙を統一するという事は、チェック漏れがなくなる一つではないのかなというふうに思いますし、あと、それをホームページでダウンロードできるようにしておくことで、市民の皆様が、要望があった場合どういうふうに手続をするのかということが分かりやすくなる、もう一段分かりやすくなる、そういったことがあると思います。

そして、三条市、ここは、その手続の中で緊急のものはどの市も別項目をつけておりました。今すぐやらなくてはいけないものが、特別にあることの説明もしてありました。だけれども、例えば当初予算に間に合わせるには何月まで、補正予算はどこに関してはいつまで、そういったところのきめ細かい説明もされておりました。

そういったことで、要望書を皆様にお示しをして、そして採択基準をつける、そういった動きに関して、市長、これを進めていただけるお考えはないかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど濱中議員おっしゃっていました、一つの事例をおっしゃられたんですけれども、私もいろいろタウンウォッチングやタウンミーティングをやっているときに、もう皆さんからしょっちゅうその辺の話は、あそこはできているのに何でうちできやんのって、はよしてよって、こんな状況というのは続いています。

しかし、市役所には市役所のある一定のルールに基づいた優先順位から順番にやっていくというルールについて、その縛りとして予算というものがありますから、そういう形であると。

それは、要するに市役所の自流なんですよね。お客様という市民の方には分からないと。私は、しかしそういうことについては、基本的には公開すべきところは公開したらいいんじゃないかなという単純な思いです。

ですから、先ほどおっしゃっていましたこの公共事業の優先順位の、私も申し上げましたけれども、この評価判定方法、こういうことについては、この焼津市のあれを見せていただいたんですけれども、ほかにも一応活用しているわけなんですよね、これを決めるというような。そういうことを決めた中で、別に公開できないというわけじゃないんですから、僕は公開すべきだと思いますよ、というように一つと。

要望書の件については、私のほうにも結構回ってきます。その様式については、いろいろまちまちです。皆さん方、苦労しながら何かのマニュアルなり見本を見ながら、いろいろと要望書をあれしていましたけど、私もずっと企業におりましたので、特にそういう部門も長いこと行っておりましたから、やはりこれは大きなやっぱり業務改善の一つじゃないかなと思っております。

業務改善をする場合に一番手っ取り早いのは、いろいろバラバラにあるやつを一つの様式に統一するということが、一番業務改善につながるわけなんですよね。そういうものが市役所においてどれぐらいのこの様式が統一されていないとか、バラバラなのかとか、これ、ちょっと私、今、お答えできません。

でも、しかしこの要望書に限っては、統一的な様式というものが、要するにできるんじゃないかなという気がします。ですから、その辺のところも担当部署のほうにあれしながら、まずは議員御指摘のこの要望書の様式統一ということだけでも先にやったらどうかと、私は思っております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） 御理解いただけたなら、うれしいなと思います。

1 回目の回答の中で、地区会があるところ、町内会があるところ、自治会があるところ、そういったところに関しては、こういった一定のルールで進めていますよということは御回答いただきました。

今、その地域の中でそういったものが存在しない場所がすごく増えているということで、やはり個人単位でそういうことを思いながらも、どういったところに言っていけばいいのか、誰にその協力を求めればいいのかということに迷う、そういった地域が増えてきております。

自治会がきちっと結成されていることのメリットとして、こういった行政とのつながりが強くなりますよということを説明できる形にもなっていないんですね。

なので、本当は自治会であるとか自主防災というものが、全域できちっと組織されることが優先ではあることは分かるんですけども、今、ないものですから、じゃ、そういった組織のないところの人たちが市に対しての要望をどうするかといったときに、要望書だけではないです、本当に今は統一されましたけれども、いろんなその書類が、書式がそろっていないものに関しては、どれを使っていいのかとか、何を書けばいいのかということ、そういうことから聞かれることも多かったんですね。

ですので、要望書 1 枚、ダウンロードできるような形で置いておいてくれば、私たちお手伝いするときでも、じゃ、これに必要事項を書き入れてください、お届けするのはお手伝いしますよということも言えます。

そういった、みんなが動きやすくする、今、市役所のほうでも行政改革で人員がすごく減ってきていて、少しでも事務に負担がかからないような、そういった工夫が必要となっていることを理解しておりますので、その事務事業の負担の軽減ということに向かってでも、ぜひここはそろえていただきたいなと思います。

そして、さらにこの要望書、先日も実例としてありました。一つの公園について、これはどこに要望するんでしょうか、私も聞かれたときに即座に返事ができませんでした。

といいますのは、公園一つ取っても建設課が担当するものであったりとか、市民サービス課の担当のものであったりとか。道路に関してもそうなんです、私たちでやっと、市道、町道、県道、国道、そういったことがそれぞれ管理が違うということは理解をしておりますが、ふだん走る人たちが、今、市の道を歩いてい

る、県の道を歩いている、そういった意識を全ての人が持っているわけではありません。ですので、じゃ、その要望書をどこへ届けましょうか、そういったことから始まります。

今、結構なものが市民サービスの窓口、市民生活係の辺りで取り扱ってくれて、以前よりは随分とよくなっていることは感じておりますけれども、こういった要望をまず窓口で、一括この窓口で預かりましょう、そこで何課に回しましょう、何課に行ってください、そういった御案内ができるようなワンストップの工夫、それは実現に向かってはどうでしょうか、市長。

市長のお考えで結構です。今すぐにできるかどうかという話でなくても、お答えをいただければと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 2年前でしたか、こういう質問を出された。その内容につきましては、やはり市役所へ来ましたと、こういうところはどこへ行ったらいいのか、市役所でいうと市民サービス課なんですか、福祉保健なんですか、隣の税務課なんですか、それともほかの部署なのかと。

そのときに御提案があったのは、要するに総合窓口としてコンシェルジュを、具体的にはコンシェルジュを置いたらどうなんですかという、そのときには、実は言う、いかにして市役所の効率的な仕事で人員を少なくしながら、でもやっぱり効率的にやっぴいこうというように、それは実は結んでなかったんですけども、正直申しまして、その声は私も聞いているんですよ。ここ行け、あそこ行ってって、どないなっているんだ、おまえのところはって。私も経験しましたから、言われましたから、ここ行って、ここで何分も待たされて、こっち行っておったら、また違うと、どんどんどんどんたらい回しにされたという話は私も伺いして、それだったらやっぱり窓口の一本化、ただ非常に業務がいろいろありますので、結構やっぱり知識を持っていないと、それをきちんとやっぱり加配すると非常に難しいと思うんですよ。

だから、その辺のところも十分認識しながら、おっしゃるように、窓口の一括ってどういうふうな施策があるんだ、要するにさばきですよ、これやるのかということは大変な話だと思っております。

ただ、一つ僕はここで申し上げたいのは、やはり僕はやっぱり職員の在り方というのはどうあるべきなのかというような、既に4年前からずっと、私は身だしなみやと、身だしなみをよくしろと、それで身だしなみとは何なのかと、相手に

不快感を与えたら駄目なんだと、そういうような言動とか服装は駄目なんだと、だからきちんとやっていきましょうということで、結構4年前よりよくなったと思うんですけど、まだまだその辺の市民の皆さん方の苦情も聞いております。

そういった中で、やはり市民の満足、皆さんの満足度を高めるためには、そういうことも絶対必要ですし、要は市役所に来て、戸惑いなくスムーズに手続等々が済まれて、気持ちよくお帰りいただくというこういう流れの中でどうすればいいか、一つの方法として窓口の一括化って、一本化というようなことも考えられるんですね。これ、前向きにちょっと検討させていただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 話がそれるようなことになりますけれども、今、市長が言われました、相手に不快感を与えない、身だしなみを整える、きちっと市民の方が流れスムーズに市役所での用事を済ませる、その流れ、実はこのところ何回か見せてもらっております。

といいますのが、現在進められているワクチン接種、準備のシミュレーションの段階から見せてもらっております。場所が変わったときのタイミングも見せてもらいました。

昨日の接種の日に、私、身内の付添いで行かせてもらいました、会場のほうに。見事なほどに、駐車場に入ってから、そして受付をして接種していただき、そして健康観察をしてもらって、車に乗って帰るまでの流れ、一つも滞ることなく、一つの苦情を出すこともなく、進めることができておりました。その感想をSNSのほうに載せましたところ、市民の方から自分もそう思いましたというお言葉をいただきました。

尾鷲市役所、やればできるんですよ。恐らくこの指揮系統を普段の業務に、全てを取り入れることがいきなりとは申しませんが、きちんとかういった指揮系統の執れる、そういった組織であることは間違いないと私は確信をいたしております。

それは中でいろんなまだ戸惑い、間違いがあることを市長も今おっしゃいましたけれども、でもできていることをきちんとそれをつなげていく、そういった形を持つことで恐らくさらによくなる、そういった可能性はちゃんと持っているメンバーだということ、昨日の動きを見せてもらって確信しております。

その辺りは市長も御自分でも見られていると思うので、それを基にすることで随分と違うのではないかなという感想を、ここでお伝えしておきたいと思いま

す。

私、これ、この質問に至るために一番最初に思ったのが、ふだん町で皆さんから聞かされる言葉もそうなんですけれども、すごく特殊な例だとは思いますが、三重県内で、やはり市民要望であるとか自治会要望の中で、すごく悲しい事件が起きましたよね、昨年。あれは、こういったことの延長線にありはしないかというふうに思いました。

声の大きいものだけが役所に要望が届く形は絶対にいけない、そして、今、尾鷲市は財政困難だから、お金がないからというそういった説明で市民をがっかりさせている部分、その部分を少しでも皆さんに安心していただくためには、お金がないからできないんですではなくて、こういう順番があってこういうところが先にできておりますという、それが説明責任の一つであると、そういうふうに感じることから、市長のほうにお願いである一般質問にさせていただきました。

やはり説明責任、その責任とは何ぞやということに、物の本で相手に納得していただくことということを最近読みました。これは常々そういうことであろうなということは、皆さんもうお分かりだと思います。

納得していただく、そのために責任、その納得されないことには責任を果たしたとは言えない、そういうふうに書かれておりました。説明を納得していただく、そういった物差しであると思っておりますので、どうか前向きにという言葉信じて、市長のいつも言われる期限を切ってスピードを持ってという、そういった取組にしていただければと思います。

今回、もう少し時間は残っているんですけれども、最初の津波の話であるとか、避難の話であるとか、冒頭で議長が申し上げた、本当に熱海のようにああいっただ悲しい事例が毎年毎年、自然災害によって起こっておりますが、今朝、ニュースの中で、そこの若い市長でした、本当にその避難のタイミングを計るのにすごくちゅうちょするような雨の降り方だったと、少なかったり多かったり、自然災害、相手は本当に想像がつきません。最善を尽くしたつもりが、こういった犠牲が起こることを毎年繰り返されております。だけど、準備の段階で分かっていることに関しては必ず全力を尽くすという、そういった姿勢をみんなで持ちたいなど、そういうことを市長にもお願いしたいなど、そういうことの気持ちを込めた質問であること、御理解いただければと思います。

現在、コロナ禍の本当にワクチン接種の、先ほど申し上げた、そういった事業においても、役所の中の全員が力を合わせて全力になっております。恐らくこの

コロナの対策に関しましては、まだしばらく続くと思います。そこが最優先になることも理解しております。だけど、このコロナがまだ片づかないうちに起こってくる災害も、今日の熱海のように悲しい状態が起こっております。

どうか市長、大変だとは理解しておりますが、自然災害、コロナ、財政難、いろんな課題の中で、これからの4年間一緒になって考えていく、そういった4年間でありたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

私のほうの質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

市長、よかったら。

議長（三鬼和昭議員） 市長、答弁いいですか。

市長。

市長（加藤千速君） ありがとうございます。

非常にやらなきゃならないこと、だからこれをきちんと時間軸を持って、スピード感を持ってやっていきたいと。

特にいろんな課題がたくさんございます。ただ、先ほど議員がおっしゃっていただいた、このコロナワクチン接種に対する職員の行動、私も何回か行きました。その中で言われました。何て言われたかと、市長、最高やと、よう頑張っている、僕はこれはすばらしいことだと、ありがとうって言うて、みんなが一生懸命やってくれて、要するに皆さん方が不安を和らげるためのこういう対応をしているんですというような、そういう説明責任もきちんとあれしながら、常に今日については、キーワードとしては公開、説明責任、それから、もう一つは納得の、この三つの部分を念頭に置きながら、先ほど言ったいろんな課題事項についても、きちんと一つ一つ前向きに解決できるような方向でしていこう、していただきたい、このように思っておりますので、ぜひ御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（三鬼和昭議員） ここで3番、濱中佳芳子議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は11時10分からとします。

〔休憩 午前10時52分〕

〔再開 午前11時09分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） 皆様、こんにちは。

私は、このたび三重県における、新人市議の記録を更新しました最高齢の中村レイでございます。どうかよろしく願い申し上げます。

「はい、議長」は、小学校以来60年ぶりとなり、なかなか出てきませんが、今日はちゃんと言えたので少しほっとしております。私の返事がちゃんとできるかだけを確認している熱心な視聴者の皆様、どうか御安心くださいませ。でも、私にとって永遠とも思えるこの60分の間、言い忘れるかもしれません。とても危惧しております。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

第6次尾鷲市総合計画後期基本計画において、商工観光業の振興、主な取組方針②において、「市は関係団体とともに尾鷲ならではの自然や歴史を生かした体験メニュー、熊野古道やまちなか歩きなど着地型観光に取り組みます。」と書かれています。

しかし、都市マスタープランにおける基本方針、尾鷲市域全体、自然環境と集落景観の保全では、「本市の海岸部のほとんどは吉野熊野国立公園区域にあり、熊野灘沿いに形成するリアス式海岸は、変化に富んだ美しい自然環境と景観を保持しています。」と書かれているだけで、都市マスタープランには自然を生かした観光ゾーンの項目がありません。

今年度中に作成される都市計画マスタープランに、自然を生かした観光ゾーンを入れることで、尾鷲市総合計画と新たにつくられる都市計画マスタープランとの整合性が取れると思いますが、いかがでしょうか。

尾鷲市は風光明媚なリアス式地形に恵まれ、人工構造物をわざわざ造らなくとも、世界に誇る観光名所が幾つもあります。その1、太平洋岸自転車道の国道311号登録、松本からの旧ルート活用について、太平洋岸自転車道構想は、10年前の都市マスタープラン策定以前から既にありました。国の当初計画では国道311号が選定されておりましたが、なぜか今は抜けております。

地方自治法は変わり、国からの指示はなくなりました。世界に誇れるサイクリングルートであり、尾鷲市と熊野市を結ぶ沿岸沿いの浦々における観光の起爆剤となるでしょう。

市長が、国道311号を国道42号に加え、太平洋岸自転車道に追加登録申請されるとしたら、その2、国道42号、国道311号を活用したツール・ド・尾鷲、もしくはツール・ド・熊野との提携が可能となります。

尾鷲に降りない高規格道路の開通と、新型コロナ収束後の集客観光を考えると

き、尾鷲市単体、もしくは熊野市との提携による国際自動車競技は、重要な観光ツールの一つではないでしょうか。市長はどのように考えられますか。

その3、民間有志がルート開設した尾鷲トレイルについて、山岳愛好家、藪漕隊が切り開き、尾鷲市を囲む山並みの尾根を結ぶ健脚コースです。市長は、このボランティアが作り上げた観光ルートを御存じでしょうか。

その4、天然海浜を有する三木里を含む賀田湾、国道42号、国道311号、そして尾鷲トレイルを生かしたトライアスロンの上を目指すアイアンマンレースを誘致するお考えはありますか。

以上のことを、熊野古道を含むこれらの新しい観光、そのパンフレットはスペインの参詣道の最終地点であるサンティアゴ・デ・コンポステーラに置くべきではないでしょうか。EUの人々が、日本の祈りの道に最も関心が高いと感じております。マスメディアでの発信に加え、パンフレットでのEUへの売り込みも必要です。市長は、尾鷲市の観光発信の在り方について、どのようにお考えでしょうか。

以上5点全ては、第6次尾鷲市総合計画、商工観光業の振興、方針②に対応しております。今年の夏に高規格道路が尾鷲の町なかを通らず開通します。尾鷲市が通過点にならないために、通行量が激減する国道42号や国道311号に加え、尾鷲の山並みの高低差を活用した新しい観光を目指されるなら、これらを策定途中の都市計画マスタープランに記載するだけで、国土交通省及び三重県などが、風景街道、シーニックバイウェイ上で取り上げてくれます。観光雑誌をはじめ、いろいろな媒体で宣伝もしてくれます。尾鷲市はルート登録するだけで、PR費用が軽減されます。民間で手腕を振るわれた市長なら、この費用対効果の絶大さを理解していただけると信じております。

一問一答の原則に基づき、壇上での質問は以上とさせていただきます。市長の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

その前に、この尾鷲市総合計画等のこの本市の重要な計画策定に当たりまして、私自身の思い、あるいは方針についてまず述べさせていただきたい、このように思っております。

私は、当時、平成29年6月の市長選挙出馬を検討するに当たりまして、この地域に住む友人や知人から本市における課題を聞くとともに、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画を郵送してもらい、その内容に目を通しました。

企業人としての私にとって、正直申し上げ、将来都市像である「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」、この実現のため、具体的に何をいつまでにどのような手法を用いて実施するのか、また解決しようとするのか、漠然としか分からなかった印象があります。

そのため、市長選挙出馬に当たっては、私なりに尾鷲市にとって何が必要かを考え、そして公約に尾鷲再生を掲げ、できるだけより具体的な取組を明示することで、さらには当選後においては、具体的に施策を展開するために、各課に対し、毎年、当初に必達事項を示しつつ、その取組を具体的かつ着実に進めてきたところでございます。

私は、本市のまちづくりを進めるに当たっての永遠の理念は、平成2年に定められた市民憲章であり、長期的なまちづくりの指針となるものが、尾鷲市総合計画などであると考えております。

そして、それらを踏まえた上で、現実に沿う形で山積する目の前の課題を解決しつつ、公約である尾鷲再生を実現するため、鋭意取組を進めているところでございます。

それでは、中村議員の御質問に対して御回答申し上げます。

まず、尾鷲市都市計画マスタープランにおける観光についてであります。現在策定しております尾鷲市都市計画マスタープランには、土地利用の方針を定め、本市の土地利用の方針を示す範囲を都市計画区域の指定状況、土地利用の現況、都市における位置づけ、将来の方向性などにより、中心市街地ゾーン、周辺市街地ゾーン、集落・農業ゾーン、自然環境ゾーンの四つに区分しております。

四つのゾーンにつきましては、位置図において凡例を示し、その地区の姿や方針を表しており、また、6地域の地域別構想においても、各々のまちづくりの方針を示したマップでプロジェクトの方向性を示しております。

議員御提案の観光ゾーンにつきましては、本プランでは自然環境ゾーンに含まれていると考えており、図面上では本市の観光名所についての明示はございませんが、令和元年度に職員が自ら紹介する記事スタイルで観光マップとして作成したTEKUTEKU OWASEにおいて、本市の観光名所の掲載、また、市ホームページには、これも同じく職員自ら紹介するスタイルで、熊野古道や山歩き

の特集記事と題し、山歩きスポットを紹介するといった取組を行い、魅力ある尾鷲の観光資源をPRしているところでございます。

次に、太平洋岸自転車道についてであります。

太平洋岸自転車道につきましては、本年度から自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会に入会し、自転車による観光振興、市民の皆様の健康増進、環境への負荷への提言等を図ることを目的として推進していきたいと考えており、このことは、現在作成中の尾鷲市都市計画マスタープランにおいても記載しております。

現在、本市では、国において国道42号が太平洋岸自転車道に指定されておりますが、議員のおっしゃるとおり、本市の海岸部は海食や地質活動の結果生じた、その変化に富んだ奇観が多数見られ、吉野熊野国立公園の地域に指定されており、国道311号から眺める景観は訪れる観光者の目を楽しませてくれます。

本市の観光面においても、海岸部を通る国道311号が本自転車道に登録されれば、国道42号と併せて各自治体が連携し、情報交換や共同の取組を進めることで、本市の地方創生の推進の一助になると思われまますので、今後、国に対して要望活動を行っていききたい、このように考えております。

議員おっしゃっておりますように、私も国道311号線からの景観は本当になかなかのものであると思っております。議員提案については、非常に重要視しております。先ほども申しましたように、要望活動を積極的にやっていききたい、このように考えております。

次に、国道等を利用した自転車レースや、本市の地理的な特性を生かしたアイアンマンレースの開催についてであります。

本年実施されますとこわか国体でのオープンウォータースイミング競技などのように、体育スポーツ競技の開催は地域活性化につながり、国内だけでなく海外からも多くの選手をお迎えすることのできるものであると捉えております。

実際に、これらの体育スポーツ競技を実施するに当たりましては、いずれも専門的な知識や経験なども十分に必要であり、現状ではすぐに誘致開始できる状況にございませんので、今後、本市にはどのような競技が適しているか、どれだけの受入れが可能か、また、地域の皆様との協働は可能であるかなど、精査が必要であると考えております。

また、観光交流事業として、宿泊あっせんなどは尾鷲観光物産協会などの団体と連携も必要となることや、お越しになられた皆様に競技だけでなく本市を楽し

んでいただくよう、尾鷲の食をはじめとする情報発信を行うなど、尾鷲ファンとなっただけのような取組を併せて実施していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、議員の御提案に関しましては、今後の本市の課題であると捉えております。

次に、尾鷲トレイルについてであります。

尾鷲トレイルにつきましては、本市を囲む尾根を歩く道で、猪ノ鼻水平道入口から行野浦の宮島を終点とする全長約37キロメートルの道と聞いております。アップダウンもきつく、最高地点は1,000メートルを超え、山岳道をよく知っている経験豊かな方で、踏破には2泊3日を要するといった上級者向けの山岳道であります。道中には巨木や海を見渡せる絶景ポイントがあることも伺っております。

この山岳道につきましては、おわせ海・山ツデーウォークの定番コースとして設定しております猪ノ鼻水平道など、山岳道の手入れを行っていただいている尾鷲藪漕隊の皆様が尽力されていると伺っており、こうした皆様が熱意を持って取り組んでいらっしゃることに感謝を申し上げる次第でございます。

藪漕隊の皆様には、先ほどの山岳道の手入れや、あるいは中村山公園の整備、九鬼の原生林につながる山岳道の手入れにも、大変お世話になっているということは承知しております。

次に、本市の観光発信の在り方についてであります。

本市における観光発信におきましては、熊野古道やまち歩きの情報に掲載した観光パンフレットTEKUTEKU OWASEと、食の魅力や宿泊体験メニューなどの情報に掲載したパンフレットWAKUWAKU OWASE、また、市ホームページ、公式SNSを活用し、尾鷲の魅力をPRする積極的な情報発信を行っているところであります。

また、インバウンドにつきましては、現在、コロナ禍の影響により外国の方の来訪は止まっておりますが、今後、状況が好転すれば、従前のようなアジアの方、欧米の方など様々な地域から、熊野古道をはじめ魅力ある観光地に来訪していただけるものと捉えております。

こうしたことから、より一層のプロモーション活動を促進することとし、その際には、英語、中国語、韓国語に加え、ヨーロッパも向けに対応するといった多言語にて情報発信に努めていきたいと、このように考えております。

議員御提案の世界遺産サンティアゴ・デ・コンポステーラへのパンフレットの

設置につきましては、県において、令和元年にスペインのバスク州と世界遺産、熊野古道伊勢路を通じて道の協定に関する覚書を提携しており、非常につながりが深いものとなっておりますので、PR方法の一つとして県との協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 今、市長がお答えいただきました今年中に作成される都市計画マスタープランでは、観光ゾーンは入れられないという予定ですか、お尋ねします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 結論から申しましては、その311号線、42号線等々の環境に対するものについては、掲載する予定はございません。

特にこの都市マスタープランというのは、市町村の都市計画に関する基本的な方針ということで、我々としては基本的な方針ということをきちんと重視しながら、このマスタープランというものをつくり上げていきたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） それでは、市長にお尋ねします。

総合計画における着地型観光は、その次の下はどこに明記されますか。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 御説明申し上げます。

ただいま、現在、第7次尾鷲市総合計画を策定中ございまして、審議会をはじめ各種委員会を開催させていただいております。その中でやはり、今後、各部会が8月以降に始まるのですが、その中におきましては、人々が集い、活力あふれるまちをつくるという基本目標に沿った部会の中で議論してまいりますので、そういう方向で今は調整はしております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 総合計画をお尋ねしているわけではありません。総合計画は、地方自治における憲法のようなものです。その下もどこに書かれるかによって、今後、尾鷲市として実施する予定があるのかないのかの分かれ道となります。

ここに観光についてのゾーニングがされないということは、尾鷲市は、この先、観光に力を入れないということになってしまうのではないのでしょうか。市長、お

教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） これも都市計画マスタープランの一つのこの中で、自然環境と集落景観の保全ということの中で方針を示されております。

その中で、環境、健康、観光、教育、経済、交通といった様々な分野に効果をもたらす自転車を通じて、市民の健康の増進や観光振興、環境への負荷軽減など公共利益の増進等を促し、もって地域の活性化に取り組みますと、こういうことをはっきり明記しております。

ですから、あとはどうやって掘り下げていってやるかといったことは、今、現状では、先ほど申しましたように、商工観光課がやってきたTEKUTEKUOWASEとかWAKUWAKUOWASEの中で、いかにして具体的に今取り組んでいるか、それをきちんとした広報をするかというような形で、今、進めております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） TEKUTEKUOWASEはこういうふうなものじゃなくて、PR誌であって、ここに書かれた今の自転車というのは、サイクリングロードなのか、それとも家庭用の主婦の自転車なのかが全く見えてきません。

それではなくて、私が提案しているのは、観光としての津々浦々のまちまちを311号、そして国道42号を合わせたトータルの観光をどこに明記するかということをお尋ねしているのであって、どこのPR雑誌に載せましたというのとは全く意味が違うので、なぜ都市計画マスタープランにはそういうことを本来載せるべきものだと私は思っているのですが、なぜそのゾーンがないのをお答えください、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） この都市計画マスタープランは、まず、都市計画法第18条の2において、市町村の都市計画に関する、先ほど申しましたように、基本的な方針なんです。これを方針としてこのマスタープランというのは位置づけておりまして、だから同計画は本市の都市づくりの概念、そして基本方針である将来都市像やまちづくりの考え方、これを明らかにして、本市の都市計画まちづくりの総合的な指針となることを目的としております。

したがって、今件については、要するに考え方とか指針とかそういったもののみであって、あとは具体的なものをどうやって、要するに、実行するための

計画をつけていくかというのは、今後の、そういう話も一応42号線は、我々としても市町村会で一応入会することがあって、これも進めていこうと思っております。

そういうことも含めまして、先ほど311号線についても、一応国のほうからの認可はしていませんけど、これからどんどんと私どものほうとしては要望活動しながら、まず311号線のこの道路の整備を含めて、それから、あと観光資源にも役立つような形で国のほうに要望していきたいという話でございます。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） それでは、尾鷲市としては都市計画の中の考え方として、自然を生かした観光ゾーンという考え方は盛り込まないということによろしいですね。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 何度も申し上げますように、今、自然環境と集落景観の保全の中の方針の中で、環境、健康、観光、教育、経済、交通といった大きないろんな様々な分野において効果をもたらす、先ほどの具体的には自転車を通じての話なんですけれども、市民の健康の増進や観光振興、環境への負荷軽減など公共利益の増進等を促し、もって地域の活性化に取り組みます、この範疇に十分含まれていると思っております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 分かりました。

それでは、都市計画マスタープランの中に、観光としての自然景観の活用ということが入ったということで理解してよろしいですね、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） はい、結構でございます。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） それでは、時間も押してきましたので、次に市長にお尋ねします。

平成26年に国の建築基準法が改正され、新築家屋の合併浄化槽の義務化がなされました。三重県は、新築家屋の合併浄化槽の設置補助金を同年廃止しました。三重県下、各市町では、市独自の浄化槽設置補助金だけとなりましたが、なぜか尾鷲市はそれ以降も三重県の補助金の肩代わりをしており、5人槽で11万円を各市町より多く補助しています。

今年の当初予算にも、浄化槽設置整備計画補助金（新築分を含む）が計上されております。市長はこの予算を査定されたと思いますが、その根拠をお示してください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） この浄化槽のこの問題についてはいろいろと議論をさせていただいておりますんですけども、本市におきましては、この公共用水域、この水質保全を図るために合併処理浄化槽の設置に対して補助を行っているとおっしゃるとおりですね。

その中で、議員御指摘のように、平成26年度に県が新設に対する補助を廃止した際には、補助金額を減額せずに県費補助分を市費に、要するに尾鷲市で上乗せする形で対応しましたが、昨年11月に市補助金等審査委員会において補助金の評価が行われ、その中で新築家屋への補助金は県費補助金が廃止され、その分を市が上乗せして支出していると、こういう指摘も我々としてはこの委員会で指摘がされております。

しかし、県下では廃止されている市町もあることから、少なくとも近隣他市町と同等の補助額とする方向とすべきであるという結果が、まず、先ほど申した尾鷲市のこの補助金等審査委員会では出されました。

については、市の財政状況も非常に厳しいことから、財政負担の軽減と、より効果的な合併処理浄化槽の普及促進を図るため、補助金の見直しを検討中でありまして、近々議員の皆様にご報告をさせていただき御意見を頂戴したいと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 平成30年9月27日に行われた尾鷲市補助金等審査委員会で、この浄化槽の三重県分の11万円の50%削減の見直し方針が決まりましたが、実施されておられません。

なお、去年、令和2年3月議会において、高村議員が環境課長に質問しているんですけども、そのときに見直しを図っていきたくないと返事をされておられます。どのように見直しをされるのでしょうか。市長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 見直しは検討はしております。その中で詳細については、環境課長のほうから説明いたさせます。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 繰り返しになりますけれども、いろんな御意見、それから、本市の補助金審査委員会の御意見を受けまして、近々内容については見直しの方向性で考えている内容については御説明させていただく予定でおりますけど、この場ではちょっとまだ、委員会のときに詳細説明のほうをさせて、御理解を賜りたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 次に、行政運営で大事なことは、各基本計画を基にしてP D C Aサイクルを行うことですが、先週の市政報告において市長は、1期目は市民と行政の違いに戸惑いと言われておられましたけど、今は理解されておられますか。

地方自治における尾鷲市総合計画は、日本国における憲法のようなものです。市長は、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画を熟読されておられますでしょうか。第6次尾鷲市総合計画は2017年から2021年、今年までの基本計画であり、今もその制約期間中であることを理解しておられますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員御指摘のとおり、この第6次の後期基本計画、これはおっしゃるように、2017年から2021年、今年度、要するに今年度の3月末までは一応この計画に従って取り組むというようなことで、認識しております。

先ほど申しましたように、この部分についても、私も、先ほど冒頭に申し上げましたように、市長に立候補するに当たって、今のその総合計画というのはどうなっているのかということも、一応、全部読ませていただいて、今も一応机の前にはきちんこの計画を基にしてきちんとチェックしているという状況でございます。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 後期基本計画の68ページ、未就学児童への支援、施策の目的、5年後の目指す姿として、未就学児が健やかに成長できるまちとうたわれており、下段の朱枠の文字には、「保育園・幼稚園において、良質で多様な保育・教育の提供に努めるとともに、地域での見守りなど、未就学児一人ひとりに対する支援の充実に努める」と明記されております。また、69ページ、未就学児への支援の中に、主な取組方針として、方針①、「市は安全で安心な保育・教育環境を確保します。」と明記されております。

その基本方針を無視し、2020年1月に突如廃園を幼稚園PTAに通告する、

それは公共の福祉を目指す地方自治の憲法である総合計画との整合性が取れていますか。市長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） さっき議員がおっしゃっていますこの69ページの、未就学児への支援についての主な取組方針として、市は安全で安心な保育、教育環境を確保しますと、どう捉えるのかということはそれぞれ考え方も多少は違うと思うんですけども、私はこれにのっとして、一応、運営はそういう形で取り組んでおります。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員、質問の通告には内容的なものが入っていませんが、いかがですか。

8番（中村レイ議員） これは全て、予算の関係のことを聞いているので、予算と補助金のことを聞いていきますので。

議長（三鬼和昭議員） 分かりました。

中村議員。

8番（中村レイ議員） なお、市政報告において、認定こども園の設置に向け、行政常任委員会での説明、今年の3月に認定こども園の設置に向け協議に入っていると説明されておられます。

幼稚園は経費がかかるのでしょうか。尾鷲市立幼稚園から中学校まで、4歳から15歳までの11年間の教育費に6億5,000万、そのうち幼稚園にかかる費用はたったの2,500万円です。

令和2年に保護者が特定の民間保育園に支払った費用は2,870万円で、それも含め、特定の民営保育園に補助金や助成金、いろいろな名目で支払われる金額は約5億3,000万円です。

幼稚園を廃園して特定の民間保育園に認定こども園を設置させ、市から特定の民間団体に来年から幼稚園の費用も上乘せする予定でしょうか。お答えください、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） この認定こども園に、これはまた後の議論になろうかと思うんですけども、この辺についての内容については、前の行政常任委員会、たしか3月でございましたでしょうか、そのときにある程度のことは報告させていただいております。

そういった中で、この幼稚園を認定こども園になって、それを民間のあれする

ときには上乘せするのかどうかということについては、今、私自身がそのお手元にどういう形になるのかということが、まだちょっとお示しできないような資料を持ってごいませんので、その辺のところについてははっきりとは申し上げられないんです。

一応、今の私の認識としては、もしそれがそういう形になれば、その費用は尾鷲市としては費用が要らなくなるという、そういう認識でおります。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 市長にお尋ねします。

幼稚園教諭は市職であり、幼稚園がなくなったとしても市のどこかの部署、例えば教育委員会への移籍となり、人件費として市が負担するのではないのですか。市立幼稚園がなくなったとしても、尾鷲市が費用負担するのはあまり変わらないということではないのでしょうか。

そして、民間の認定こども園には幼稚園の子供が入らず、そちらに行けば、補助金として1人当たり幾らというお金がまた尾鷲市から出ていきます。二重の経費負担になるのではないのですか。市長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 人件費と扶助費の違いだと思います。

仮に幼稚園の先生が、議員言われるように、教育委員会なり別の課に異動になった場合、尾鷲市の定員適正化計画の基に、その年の採用職員を減ずるということになります。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 総合計画でうたう良質で多様な保育、教育の提供は、絵空事か夢物語なのでしょうか。

そして、その民間団体には何人もの市役所OBが再就職しています。一般市民が疑いを持つような再就職や、巨額の運営資金及び補助金7,400万を含む総額5億3,000万が特定の民間団体に向けられ、その民間団体の監査を行う尾鷲市、その尾鷲市の職員OBが再就職するこの構図を、市長はどう思われますか、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 尾鷲市の職員が再就職されたという事実はございます。しかし、それは民生事業協会のほうの考えのことでございますから、それについてのコメントは差し控えさせていただきます。

もう一つ、何やったっけ。

議長（三鬼和昭議員） 補助金。

市長（加藤千速君） 補助金云々の問題なんですけど、本来であれば、これは遡ること昭和23年に、要するに保育園というものが発足されたんですね。その際に、要するに、尾鷲市としてこの保育事業に対して、どうしてもやっぱりこれは尾鷲市では基本的にはできないから民間にお願いしたという経緯が、もう70年前にこの経緯があって、私は皆さんどういふあれなのか分からないんですけども、70年間続いたこの民間の事業者が、要はきちんと子供たちをすくすく育てながら立派な、要するに保育、教育をされているということについて、これは後の話になると思うんですけども、正直言って尾鷲市としては、そういう実績といろんな経験というんですか、そういう実績を行えたところで、非常にいい事業者であるということをもって、認識してそこに申出をしたということですから、どういう形で御批判されているのかどうかということについては私はよく分からないんですけど、要はきちんとしたところに民間委託をして申入れをしたということ、事実だけは申し上げておきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 多様性のある教育とは、例えば尾鷲小学校、尾鷲市立中学校を全て民間の一学校法人に預けてしまうようなものです。どうして、三重県下でも、ここ尾鷲しか一つの民間団体が全ての保育園を運営しているという実態はありません。それは決して望まれる姿ではないのです。

近隣市町においても、認定こども園は公立です。そして民間の保育園もたくさんありますが、一つの事業体が行っておりません。

子供は多種多様な育てられ方が大切であって、一つの色で育てるべきものではありません。どうして尾鷲市は、基本の幼児教育こそが費用対効果で、その将来その子供が、町にとり、市にとり、国にとり納税者となり、国を支える礎となるものです。その教育を民間に丸投げしようというその市の姿勢は、決して褒められた姿勢ではないと思います。

どうして、総合計画に書かれた多様性をそういうふうに曲げて解釈できるのか、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） この問題については、我々は民間事業者に対して業務を委託するって話なんです。丸投げではないんです。我々の考え方、要するに市の基本的

な保育、教育方針について、必ず我々は、要するに考え方を持って、要するに民間事業者に対して委託するという話なんです。ですから、全て丸投げということ
はございません。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。私立、公立の区別はしないほうがいい、と思いま
す。どうぞ。

8番（中村レイ議員） 区別をしているわけではありません。一つに決めるというこ
とに対してお伺いしているのであって、私立が多様であれば何の問題もありません。
そして、その中に公立が入らないということが問題なのです。これは決して
区別ではありません。

市長の基本精神の教育の多様性に対する一つのところに大丈夫だと今おっしゃ
いまして、そして市は関わっていくとおっしゃいました。経営内容について、民
間は必ず利潤を追求することは、市長、よく御存じだと思いますが、その中身
についての監査も行われますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 委託先につきましては、私は、一般社会福祉法人だというこ
とで、常にいわゆる単なる民間事業ではないと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 民間の福祉事業団体は利益が出ないということを前提にされ
ているとするならば、その経理内容の開示というのは、尾鷲市としては公表され
る予定ですか。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 担当所管課が監査を実施しております。所管課、福祉保健課
が監査を実施しております。

それと、社会福祉法人で保育所を運営しておるということで、運営費単価とい
うのは毎月初めの児童1人に幾らというようなそういう措置費というのがもう決
まっておりますので、それに基づいて運営費というのを、国、県、市のほうで出
しておるといような形を取っております。

それと、議員おっしゃられたように、地域性の問題もあると思うんです。この
紀北地区については、公立の保育園というのがありません。それは、多分、昭和
20年代保育にかける児童、これは市町村の仕事であるんですが、それを受けて
くれるところが民間であったと。いわゆる紀南地区については、そういう民間の
団体が少なかったということで公立で実施しておるといようなことで、県内で

もそういうような状況でばらばらになっております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） それでは、副市長にお尋ねします。

三重県下で、一つの民間が保育園を全てやっている市町はありますか。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 一つの社会福祉法人が複数の保育園を経営しておるとい
は聞いておりますが、その自治体で全てをとということはないと思われま
す。

ただ、尾鷲民生事業協会におかれましては、児童数の増加に伴って徐々に園が
増えてきたというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） そこにまだ増やす必要がどこにあるのか、市長、お答えく
ださい。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 増やすつもりは全然ございません。今の状況の中で、今、お願
いしようとしているのは、今の施設の中で認定こども園として設立し、運営をお
願いしたいと、このように思っております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） それでは、尾鷲市は別に予算的な問題で認定こども園を民間
委託する予定ではないということですね。

議長（三鬼和昭議員） すみません。ここで正午の時報のため中断いたします。

〔休憩 午前 11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 正午過ぎましたが、会議を続行いたします。

市長。

市長（加藤千速君） 今回の認定こども園の設置につきましては、正直言って今は少
子高齢化ということは皆さん方よく御存じであって、要するに幼稚園の応募者が
非常に少なくなって一桁になっていると、そういう状況の中に、やはり我々が目
指すのはやっぱり集団教育でもって、あるいは集団行動でもって、子供たちをい
かにしてすくすくと育て上げるかということを大重点に考えております。

そこまでいかになくなってきたと、それだったら、幼保連携型の認定こども園と
いう、国も推奨しておりますそういうこども園を設置しようというような話で、
認定こども園を設置するという考え方で委員会等に御説明させていただいて、来

年の4月には認定こども園、それをどこに委託するか、尾鷲市がそのままあれするのか、民間に委託するのかというような話なので、だから、要するに幼稚園と保育園のその機能についてはほとんど変わらないという認識を持っておりまして、それじゃ、それをした場合に、尾鷲市で公立でやった場合には、当然のことながら今の公立でやるということは、具体的に言ったら今の幼稚園をいろいろ施設上の整備、いろんな幼保連携型の認定こども園にするがためのいろんな費用がかなりかかると、それでもってまた人材のほうとしましても、保育士等々のそういう人たちを雇わなきゃならないと。それをするんだったら民間のほうに、安心して任せられる民間にお願いするということの選択肢はそういうふうにして、私はそうすべきだと思っておりますので、そういうふうにとやると。

結果的に、要するに経費としては、費用としては、認定こども園を幼稚園でやるよりも民間に任せたほうについては経費が非常に削減されると、そういうことで一応お願いしているというところです。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） それは、所内での計算が出来上がったということと理解してよろしいですね、市長。

市長（加藤千速君） ちょっともう一度。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員、もう一度質問してください。

中村議員。

8番（中村レイ議員） 今の市長の答弁の根拠として積算、そしていろいろなケースを考えられて、全て積算が出来上がった上での答えですかとお尋ねしております。お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 運営経費につきましては、行政常任委員会で既に報告しております。

あと、ほかにそのハード面について施設の改装云々についても、これについては具体的な数字は出しておりませんが、おおよそかなりの費用がかかるということについては、一応示させていただいているというところでございます。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 今回、時間が余りましたが、また9月にこの続きをさせていただきたいと思います。

今回の一般質問はこれで終わらせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日6日火曜日、午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時04分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 村 田 幸 隆

署 名 議 員 内 山 左 和 子